

# 測量及び建設コンサルタント業者等の指名に関する要領

農総第 596 号  
制定 昭和57年9月10日

## (目的)

**第1条** この要領は、沖縄県農林水産部が発注する委託業務について測量及び建設コンサルタント業者等（以下「コンサルタント業者等」という。）の指名に必要な要領を定め、以って委託業務の適正な発注並びに円滑な実施を図ることを目的とする。

## (指名基準)

**第2条** 委託業務の入札参加者を指名するときは、当該年度の「測量及びコンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登録されている者のうちから次に掲げる事項を留意するとともに、別表の基準により、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないように指名審査会の審査を経て指名しなければならない。

- (1) 当該業務に対する技術的適正
- (2) 会社の経営状況及び使用人数、技術者の状況
- (3) 専門的技術を要する特殊業務の場合は、専門業者との技術提携の状況
- (4) 過去における成果の状況
- (5) 測量業務等（分筆業務・土地改良換地業務を含む。）については、専任の有資格者の有無
- (6) ボーリング調査業務については、ボーリング機械の保有状況
- (7) 磁気探査業務については、磁気探査機械の保有状況

2 指名業者数は、執行する1件1,000万円以上の委託業務については、8人、1件1,000万円未満の委託業務については、6人を標準とする。

## (指名審査会の設置)

**第3条** 業者の指名を行うため本庁及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (審査会の所掌事務)

**第4条** 本庁の審査会は、本庁において施行する委託業務を行う場合のコンサルタント業者等の指名について調査審議を行う。

2 出先機関の審査会は、当該出先機関において執行する委託業務を行う場合のコンサルタント業者等の指名について調査審議を行う。

3 審査会は、指名審査会議事録（第1号様式）及び委託業者指名表（第2号様式）を作成しなければならない。

## (審査会の開催)

**第5条** 審査会は、必要に応じてその都度開催する。

2 本庁における委託業務について指名審査を依頼しようとする主管課長は、指名業者推薦書（第3号様式）を審査会に提出しなければならない。

## (共同企業体の結成)

**第6条** 高額な委託業務や業種の異なる委託業務を同時に発注する場合には、指名審査会に諮り、共同企業体を結成させることができる。

**(準用規定)**

**第7条** 沖縄県農林水産部建設工事請負業者指名基準及び審査会等に関する要領（昭和52年7月6日付け農総第545号の2。以下「指名審査会等に関する要領」という。）第7条・第7条の2、第10条及び第11条から第13条までの規定はコンサルタント業者等の指名について、これを準用する。

2 沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領はコンサルタント業者の指名停止について、これを準用する。

**第8条** この要領に定めるもののほか指名に関し必要な事項は、部長が審査会に諮って定める。

**附 則** （昭和63年4月27日 農総第230号）

この要領は、昭和63年4月25日から施行する。

**附 則** （平成17年4月1日 農企第61号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** （平成18年5月8日 農企第395号）

この要領は、平成18年5月9日から施行する。

**附 則** （平成20年4月1日 農企第16号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** （平成23年8月19日 農企第1555号）

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の委託契約に係る指名停止等の措置及び指名停止委員会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受託者として不適当であると認められること。</p>
2 当該委託業務に対する技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該委託業務と同種業務についての相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該委託業務の受託に必要な業務管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の業務の受託実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等、当該委託業務の委託条件と同等と認められる条件下での受託実績があること。</p> <p>(4) 発注予定業務種別に応じ、当該委託業務を受託するに足りうる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該委託業務に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での受託実績等からみて、当該委託業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持ち委託業務の状況	<p>業務の手持ち状況からみて、当該委託業務を行う能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 その他不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注業務について、委託契約書に基づく管理技術者等に対する措置請求に受注者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 本県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに、受託者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 賃金不払いに関する通報が関係行政機関からあり、当該状が継続している場合であって明らかに、受託者として不適当であると認められること。</p>

第1号様式(第4条第3項関係)

# 指名審査会議事録 第 回

供 覧

平成 年 月 日


## 1, 出席者

職 名	氏 名	備 考

記録者: \_\_\_\_\_

2.議 事 \_\_\_\_\_ 整理番号: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

署名人: \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

第2号様式(第4条第3項関係)

## 委 託 業 者 指 名 表

事 業 名				
地 区 名				
委 託 業 務 名				
I委託業務概要				
工 期		日 間	対 象 業 種	
番号	業種	許可番号	商号及び氏名	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

平成 年 月 日

上記のとおり指名業者を答申します。

指名審査会長

印

第3号様式(第5条2項関係)

## 委 託 業 者 推 薦 書

事 業 名				
地 区 名				
委 託 業 務 名				
委 託 業 務 概 要				
工 期		日 間	対 象 業 種	
番号	業 種	許 可 番 号	商 号 及 び 氏 名	所 在 地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

平成 年 月 日

上記のとおり指名業者を推薦します。

所長

課長

印